

令和6年度 市民税・県民税申告書の手引き

- 江南市
 - 平素は市税の申告や納税にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
 - この申告は、市民税・県民税及び国民健康保険税などを正しく算出する基礎となり、所得証明などの発行に必要なものです。この手引きをよくお読みになって、必ず申告期限までにご提出くださるようお願いいたします。
 - ※窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送での提出にご協力ください。また、来庁される際は可能な限り申告者お一人でお越しくださいますようお願いいたします。

申告書を提出していただく方

令和6年1月1日現在、江南市内に住所があり、次に該当する方は前年中(令和5年1月から12月)の所得を申告してください。

- 営業、農業、不動産、配当、一時、雑、譲渡等の所得のあった方
- 給与所得者で、次に該当する方
 - 給与支払報告書が勤務先から江南市へ提出されない方。
 - 給与所得以外に所得のあった方。
 - ※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税は申告の必要があります。
 - 源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除を受けようとする方。
 - 年金所得者で、次に該当する方
 - 公的年金等に係る雑所得以外に所得のあった方。
 - ※公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税は申告の必要があります。
 - 前年中に収入のなかった方
 - ※所得証明の交付・国民健康保険税の算定・児童扶養手当等の給付・公営住宅の入居等において必要な資料となりますので、申告書の裏面下「16 前年中に所得がなかった人の記載欄」「17 非課税所得等欄」に記入のうえご提出くださるようお願いいたします。

なお、**令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。**

申告相談の日時及び場所

- 期間　令和6年2月1日(木)～3月15日(金)　※土日、祝祭日は除く（ただし、期間中の第2、第4日曜日の日曜日役所開庁時は受付しています。）
- 時間　午前8時30分～午後5時15分（日曜日役所の日は午後0時30分まで）
- 場所　**江南市役所 税務課（1階東側）**　※**確定申告の相談、受付はできません。**

<p>※2月14日(水)～2月29日(木)は Home&nicoホール（江南市民文化会館）2階 第1会議室 でも受付しています。 受付時間　午前9時～正午、午後1時～午後4時　※土日、祝祭日は除く。</p>
--

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 前年の所得がわかる書類
 - 給与や公的年金等の源泉徴収票
 - 収支内訳書（不動産所得や事業所得のある方）
- 所得控除に必要な書類
 - 医療費控除…明細書(明細書は、江南市ホームページから印刷できます。)
 - 生命保険料や地震保険料控除…控除証明書
 - 社会保険料控除…国民健康保険税、国民年金、介護保険料等の支払い金額がわかる書類

※国民年金保険料については、証明書の提出が必要です。

 - 障害者控除…身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
 - マイナンバーカードをお持ちでない方は、ご本人のマイナンバーを確認できる番号確認書類と、マイナンバーの持ち主であることを確認できる本人確認書類（運転免許証、健康保険証、在留カードなど）が必要です。

※郵送の場合はコピーして同封してください。
- マイナンバーカード

申告期限　3月15日（金）

お問い合わせ

江南市役所 税務課 市民税グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地

電話　(0587) 54-1111　内線263・266・422

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

控除額等は、地方税法等の改正により変更される場合があります。

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)(7)	
総所得金額	−	所得控除額	=	課税総所得金額	×	税率
			=	算出所得割	−	調整控除
			=	税額控除額 (配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額)	−	所得割額
			=	株式等譲渡所得割額 配当割額	−	均等割額
			=	森林環境税額	+	市民税県民税森林環境税年税額 (百円未満切捨て)

- 総所得金額**　前年の収入から所得税法などの規定によって計算された金額
- 所得控除額**　総所得金額から差し引かれる金額

ア. 社会保険料控除　支払った金額

イ. 小規模企業共済等掛金控除　支払った金額

ウ. 生命保険料控除

<p>契約日が平成23年12月31日以前の契約（旧契約）</p>	<table> <tbody><tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">①一般の生命保険料だけの場合</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td></tr> <tr> <td>15,001円から40,000円まで</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td></tr> <tr> <td>40,001円から70,000円まで</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td></tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td></tr> <tr> <td>②個人年金保険料だけの場合</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td></tr> <tr> <td>③一般の生命保険料と個人年金保険料と両方の場合</td> <td></td> <td>①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）</td></tr> </tbody></table>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	①一般の生命保険料だけの場合	15,000円以下	支払保険料の全額	15,001円から40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円	40,001円から70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	②個人年金保険料だけの場合	同 上	同 上	③一般の生命保険料と個人年金保険料と両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額																	
①一般の生命保険料だけの場合	15,000円以下	支払保険料の全額																	
	15,001円から40,000円まで	支払保険料×1/2+7,500円																	
	40,001円から70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円																	
	70,001円以上	35,000円																	
②個人年金保険料だけの場合	同 上	同 上																	
③一般の生命保険料と個人年金保険料と両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）																	

<p>契約日が平成24年1月1日以後の契約（新契約）</p>	<table> <tbody><tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">④一般の生命保険料だけの場合</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td></tr> <tr> <td>12,001円から32,000円まで</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td></tr> <tr> <td>32,001円から56,000円まで</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td></tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td></tr> <tr> <td>⑤介護医療保険料だけの場合</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td></tr> <tr> <td>⑥個人年金保険料だけの場合</td> <td>同 上</td> <td>同 上</td></tr> <tr> <td>⑦一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料が複数ある場合</td> <td></td> <td>④、⑤、⑥それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）</td></tr> </tbody></table>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	④一般の生命保険料だけの場合	12,000円以下	支払保険料の全額	12,001円から32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円	32,001円から56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円	⑤介護医療保険料だけの場合	同 上	同 上	⑥個人年金保険料だけの場合	同 上	同 上	⑦一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料が複数ある場合		④、⑤、⑥それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
④一般の生命保険料だけの場合	12,000円以下	支払保険料の全額																				
	12,001円から32,000円まで	支払保険料×1/2+6,000円																				
	32,001円から56,000円まで	支払保険料×1/4+14,000円																				
	56,001円以上	28,000円																				
⑤介護医療保険料だけの場合	同 上	同 上																				
⑥個人年金保険料だけの場合	同 上	同 上																				
⑦一般の生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料が複数ある場合		④、⑤、⑥それぞれ計算した金額の合計額（最高限度70,000円）																				

<p>旧契約と新契約の両方の場合は、一般の生命保険料控除(①+④は最高限度 28,000円)と介護医療保険料と個人年金保険料(②+⑥は最高限度 28,000円)の合計額(最高限度 70,000円)</p>
--

エ. 地震保険料控除

<table> <tbody><tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>地震保険料控除額</th></tr> <tr> <td>①地震保険契約の保険料の場合</td> <td></td> <td>支払保険料×1/2（最高限度25,000円）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">②旧長期損害保険契約の保険料の場合</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払保険料の全額</td></tr> <tr> <td>5,001円から15,000円まで</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td></tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td></tr> <tr> <td>③地震保険契約と長期損害保険契約との両方の場合</td> <td></td> <td>①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度25,000円）</td></tr> </tbody></table>	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	①地震保険契約の保険料の場合		支払保険料×1/2（最高限度25,000円）	②旧長期損害保険契約の保険料の場合	5,000円以下	支払保険料の全額	5,001円から15,000円まで	支払保険料×1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円	③地震保険契約と長期損害保険契約との両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度25,000円）	<p>長期損害保険契約とは、保険期間や共済期間が10年以上の契約で、かつ満期返戻金等のあるものをいい、平成18年末までに締結した契約が控除の対象となります。</p>
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額															
①地震保険契約の保険料の場合		支払保険料×1/2（最高限度25,000円）															
②旧長期損害保険契約の保険料の場合	5,000円以下	支払保険料の全額															
	5,001円から15,000円まで	支払保険料×1/2+2,500円															
	15,001円以上	10,000円															
③地震保険契約と長期損害保険契約との両方の場合		①、②それぞれ計算した金額の合計額（最高限度25,000円）															

オ. 雑損控除　次のいずれか多い方の金額

（a）損害金額－保険金等で補てんされる金額－（総所得金額等×10％）

（b）災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額－5万円

カ. 医療費控除　次のいずれかを選択

- （支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の5％と10万円とのいずれか少ない金額）…最高200万円
- 支払ったスイッチOTC医薬品の購入の対価－12,000円

<p>人的控除額</p>	<table> <tbody><tr> <th>控除の種類</th> <th>市民税・県民税控除額</th></tr> <tr> <td>キ. 寡婦控除</td> <td>26万円</td></tr> <tr> <td>ク. ひとり親控除</td> <td>30万円</td></tr> <tr> <td>ケ. 勤労学生控除</td> <td>26万円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">コ. 障害者控除</td> <td>普通障害者の場合</td> <td>26万円</td></tr> <tr> <td>特別障害者の場合</td> <td>30万円</td></tr> <tr> <td>同居特別障害者の場合</td> <td>53万円</td></tr> <tr> <td>サ. 配偶者控除</td> <td>(A)</td> <td>(B)</td> <td>(C)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">あなたの合計所得金額</td> <td>(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外</td> <td>70歳未満（昭和29年1月2日以後の生まれ）</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70歳以上（昭和29年1月1日以前の生まれ）</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>シ. 配偶者特別控除</td> <td>配偶者の前年中の合計所得金額</td> <td>(A)</td> <td>(B)</td> <td>(C)</td></tr> <tr> <td rowspan="8">あなたの合計所得金額</td> <td rowspan="8">(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外</td> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>ス. 扶養控除</td> <td>一般の控除対象扶養親族</td> <td>33万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定扶養親族</td> <td>45万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人扶養親族</td> <td>38万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">セ. 基礎控除</td> <td rowspan="3">あなたの合計所得金額</td> <td>2,400万円以下</td> <td></td> <td></td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td></td> <td></td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td></td> <td></td> <td>15万円</td> </tr> </tbody></table>	控除の種類	市民税・県民税控除額	キ. 寡婦控除	26万円	ク. ひとり親控除	30万円	ケ. 勤労学生控除	26万円	コ. 障害者控除	普通障害者の場合	26万円	特別障害者の場合	30万円	同居特別障害者の場合	53万円	サ. 配偶者控除	(A)	(B)	(C)	あなたの合計所得金額	(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外	70歳未満（昭和29年1月2日以後の生まれ）	33万円	22万円	11万円		70歳以上（昭和29年1月1日以前の生まれ）	38万円	26万円	13万円	シ. 配偶者特別控除	配偶者の前年中の合計所得金額	(A)	(B)	(C)	あなたの合計所得金額	(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円			133万円超	0円	0円	0円	ス. 扶養控除	一般の控除対象扶養親族	33万円					特定扶養親族	45万円					老人扶養親族	38万円					同居老親等	45万円				セ. 基礎控除	あなたの合計所得金額	2,400万円以下			43万円	2,400万円超2,450万円以下			29万円	2,450万円超2,500万円以下			15万円
控除の種類	市民税・県民税控除額																																																																																																																	
キ. 寡婦控除	26万円																																																																																																																	
ク. ひとり親控除	30万円																																																																																																																	
ケ. 勤労学生控除	26万円																																																																																																																	
コ. 障害者控除	普通障害者の場合	26万円																																																																																																																
	特別障害者の場合	30万円																																																																																																																
	同居特別障害者の場合	53万円																																																																																																																
サ. 配偶者控除	(A)	(B)	(C)																																																																																																															
あなたの合計所得金額	(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外	70歳未満（昭和29年1月2日以後の生まれ）	33万円	22万円	11万円																																																																																																													
		70歳以上（昭和29年1月1日以前の生まれ）	38万円	26万円	13万円																																																																																																													
シ. 配偶者特別控除	配偶者の前年中の合計所得金額	(A)	(B)	(C)																																																																																																														
あなたの合計所得金額	(A)900万円以下 (B)900万円超950万円以下 (C)950万円超1,000万円以下 ※1,000万円超は控除対象外	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																																																													
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																																																													
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																																																													
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																																																													
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																																																													
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																																																													
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																																																													
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																																																													
		133万円超	0円	0円	0円																																																																																																													
ス. 扶養控除	一般の控除対象扶養親族	33万円																																																																																																																
	特定扶養親族	45万円																																																																																																																
	老人扶養親族	38万円																																																																																																																
	同居老親等	45万円																																																																																																																
セ. 基礎控除	あなたの合計所得金額	2,400万円以下			43万円																																																																																																													
		2,400万円超2,450万円以下			29万円																																																																																																													
		2,450万円超2,500万円以下			15万円																																																																																																													

※所得控除のうち、キからスまでの控除の判定は、令和5年12月31日の現況によります。ただし、コ・サ・シ・スについては年の途中で死亡された方も含まれます。

(3) 市民税・県民税所得割の税率（総合課税分）	市民税	6％	県民税	4％
---------------------------------	-----	----	-----	----

(4) 調整控除	※表中「5%」の内訳は、市民税3%、県民税2%です。	人的控除額の差							
課税総所得金額	控 除 額	控 除 の 種 類	金額	控 除 の 種 類	金額				
200万円以下	（イとロのいずれか小さい額）×5％ イ.所得税との人的控除額の差の合計額 ロ.課税総所得金額	基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
			障害者控除		普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円	4万円 6万円 3万円	2万円 2万円 3万円
200万円超	[人的控除額の差の合計額－(課税総所得金額－200万円)]×5％ 【ただし、2,500円未満となった場合は2,500円となります。】	寡婦控除	1万円	特別配偶者	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円	
			ひとり親控除		父 1万円 母 5万円	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
			勤労学生控除		1万円	扶養控除	一般 5万円 老人 18万円	同居老親等	10万円 13万円

※あなたの合計所得金額が2,500万円超の場合は、調整控除の適用はありません。

(5) 税額控除(配当控除)	※申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。				
	課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分		
種類		市民税	県民税	市民税	県民税
	利益の配当等	1.6％	1.2％	0.8％	0.6％
私募証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8％	0.6％	0.4％	0.3％
	外貨建等証券投資信託	0.4％	0.3％	0.2％	0.15％

(住宅借入金等特別税額控除)

所得税で住宅借入金等特別税額控除を受けた方で所得税から引ききれない住宅借入金等特別税額控除額がある場合は、翌年度以後の市民税・県民税から控除します。控除期間や控除額については、市ホームページのページI D1004777をご参照ください。

(寄附金税額控除)

前年中に都道府県等、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、愛知県又は江南市が定める団体に対して、2,000円を超える金額を寄附した場合に次の計算式で求めた金額を控除します。（イとロのいずれか小さい額－2,000円）×10％
イ. 上記団体等に対する寄附金
ロ. 総所得金額等の30％
なお、都道府県等に対する寄附金（ふるさと寄附金）については、特例控除額が加算されます。詳しくは、税務課市民税グループへお尋ねください。

(6) 均等割額（年額）	市民税	3,000円	県民税	1,500円
---------------------	-----	--------	-----	--------

(7) 森林環境税

令和6年度から、森林環境税が課税されます。森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課せられる国税で、市民税・県民税均等割の枠組みを用いて一人年額1,000円を負担いただくものです。

所得から差し引かれる金額（控除額の計算方法は裏面です）

⑬社会保険料	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った健康保険・厚生年金・介護保険料・国民年金保険料・国民健康保険料などの金額です。◎国民年金保険料については証明書を添付してください。
⑭小規模企業共済等掛金	前年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型・企業型年金加入者掛金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金の合計額です。◎証明書を添付してください。
⑮生命保険料	前年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約などに基づき保険料や掛金を支払った場合に控除されます。◎すべてのものについて証明書を添付してください。 ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）のうち一般の生命保険料については、1契約9,000円以下の証明書を省略できます。
⑯地震保険料	前年中に地震保険契約などに基づき保険料や掛金を支払った場合に控除されます。平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、この控除の対象となります。◎証明書を添付してください。
⑰寡婦	次のどちらかに該当する方です（事実上婚姻関係と同等の事情にあると認められる方を除く）。 （1）夫と死別後再婚していない又は夫が生死不明の方で、あなたの合計所得金額が500万円以下の方。 （2）夫と離婚後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、あなたの合計所得金額が500万円以下の方。
⑱ひとり親	現に婚姻していない（もしくは事実上婚姻関係と同等の事情にない）又は配偶者が生死不明の方で、前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、あなたの合計所得金額が500万円以下の方。
⑲勤労学生	学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下の方です。 ◎在学証明書を添付又は提示してください。
⑳障害者	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族で身体障害者手帳等のある方、及び要介護認定（要支援2以上）を受けている方の中で、障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付対象となる方です。
特別障害者	あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が重度の知的障害者と判定された方、身体障害者手帳の1級又は2級の方、戦傷病者手帳の特別項症から第3項症までの方、福祉事務所長の認定を受けた寝たきり老人などの方、及び要介護認定を受けている方の中で、特別障害者として「障害者控除対象者認定書」の交付対象となる方です。 ◎障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書、医師の診断書等を提示又は証明書を添付してください。
同居特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族	同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する方でああなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている方です。
㉑同一生計配偶者	あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者や内縁関係は除く）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方です。
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合の、あなたの配偶者（事業専従者や内縁関係は除く）です。
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上の方（昭和29年1月1日以前に生まれた方）です。
㉒配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者や内縁関係は除く）の前年中の合計所得金額が48万円超から133万円以下の場合に控除の対象になります。
㉓控除対象扶養親族	あなたと生計を一にする16歳以上の親族（平成20年1月1日以前に生まれた方）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方です。（年の途中で死亡した方も含まれます）（注）事業専従者とした方は除かれます。
特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の方（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方）です。
老人扶養親族	扶養親族のうち、年齢が70歳以上の方（昭和29年1月1日以前に生まれた方）です。
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、かつ、あなた又はあなたの配偶者と同居を常況としている方です。
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	あなたと生計を一にする16歳未満の親族（平成20年1月2日以後に生まれた方）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方です。（年の途中で出生した方も含まれます）
㉔雑損	前年中に災害（震災、風水害、火災など）や盗難、横領により資産（家屋、家財道具など）に損失を生じた場合に控除されます。◎これを証明する証明書を添付してください。
㉕医療費	前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に控除されます。（最高200万円）◎医療費の明細書を添付してください。セルフメディケーション税制を選択する場合は、セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。

※扶養親族と表記してあるものは、16歳未満の扶養親族を含みます。
◎国外居住者に係る配偶者控除又は扶養控除の申告の際は、親族関係書類及び送金関係書類の添付が必要です。

《申告書記載例》

氏名を必ず自筆で記入してください。

令和6年度分 市民税・県民税申告書

住所 483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

氏名 江南 太郎 様

氏名 江南 太郎

宛番号 1 2 3 4 5 6 7

電話番号 54-1111

生年月日 明・大・令 31・2・1

世帯主名 江南 太郎 氏本人

個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	国民健康保険	210,000	
	国民年金	145,800	
	合計	355,800	
⑮ 生命保険料控除	新 生命保険料の計	円	532
	70,000		
	新 個人年金保険料の計	円	58
	100,000		
	介護医療保険料の計	円	537
	60,000		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	60
	16,000		
	旧長期損害保険料の計	円	10,000
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除	⑱ □ 勤労学生控除	円
	⑱ □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚	⑲ □ ひとり親控除 (学校名)	円
⑳ 障害者控除	氏名 江南 一夫	障害の程度 ②その他 2	円
	氏名	障害の程度	円
㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	配偶者の氏名 江南 花子	生年月日 明・大・令 31・8・7	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号 234567890123	合計所得金額 200,000	円
㉓ 扶養控除対象親族象	氏名 江南 一郎	生年月日 明・大・令 14・11・1	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号 345678901234	同居 □ 別居 □	円
	氏名 江南 一夫	生年月日 明・大・令 14・5・5	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号 567890123456	同居 □ 別居 □	円
㉔ 扶養控除対象未親属(族)	氏名 江南 二郎	生年月日 明・大・令 30・7・6	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号 456789012345	同居 □ 別居 □	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号	同居 □ 別居 □	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号	同居 □ 別居 □	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号	同居 □ 別居 □	円
	氏名	生年月日	円
	個人番号	同居 □ 別居 □	円
㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	円	円
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	円	円
	153,060		0

給与所得者で給与及び公的年金等以外の所得(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)がある場合はどちらかにレ点をつけてください。

※源泉徴収票、生命保険等の証明書は、ホッチキス留めか、貼らずにそのまま同封してください。

所得のなかった人は、次の欄の該当する箇所に記入してください。(申告書裏面)

16 前年中に所得がなかった人の記載欄		17 非課税所得等欄	
A 扶養されていた	扶養者住所	氏名	職种
B 病気療養中	病名		
C 失業中	年	月	日より
D 学生	学校名	〇〇大学〇〇学部	学年 4
◎6年1月1日現在は江南市以外に居住していた。 住所 〇〇県〇〇市 XX 町△△番地			

① 営業等	販売・飲食・製造・修理・サービス業などの営業、医師・弁護士・作家・外交員・大工などの自由業、漁業などの事業（農業を除きます）から生ずる所得です。必要経費は商品の原価・租税公課・雇人賃・地代賃・減価償却費などです。
② 農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生ずる所得です。必要経費は種苗代、肥料代、家畜の飼料代などです。
③ 不動産	地代・家賃・土地や家屋の権利金などによる所得です。必要経費は損害保険料・修繕費・固定資産税・減価償却費・管理費などです。
④ 利子	公社債及び預貯金の利子、貸付信託及び公社債投資信託の分配金です。（国内で支払われる預貯金の利子などは、源泉分離で納税が完了します）
⑤ 配当（株式等）	株式（出資）の配当、剰余金の分配などの収入合計額です。上場株式等の配当で源泉徴収されている場合は申告不要制度を選択することができます。詳しくは税務課市民税グループへお尋ねください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	57,800
		不動産	ウ	500,000
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	500,000
	雑	公的年金等	キ	2,408,132
		業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
2 所得金額	事業	営業等	①	円
		農業	②	57,800
		不動産	③	450,000
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	0
	雑	公的年金等	⑦	1,308,132
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計	⑩	1,308,132
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	355,800	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	15,500	
	寡婦・ひとり親控除	⑰		
	勤労学生・障害者控除	⑲	530,000	
	配偶者控除	⑳	330,000	
	配偶者特別控除	㉑		
	扶養控除	㉓	900,000	
	基礎控除	㉔	430,000	
⑬から㉔までの計	㉕	2,631,300		
雑損控除	㉖			
医療費控除	㉗	62,264		
合計	㉘	2,693,564		

セルフメディケーション税制を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

T F 1 0 0 3 ◎申告書を郵送で提出する場合は、添付書類はホッチキス留めかそのまま封筒に同封してください。

⑥ 給与	給料・賃金・賞与及び事業専従者給与などの所得です。給与所得の計算は下記のとおりです。 ◎源泉徴収票を添付してください。		
給与収入金額	給与所得金額	給与収入金額	給与所得金額
550,999円以下	0円	1,628,000円～1,799,999円	(A) × 2.4 + 100,000円
551,000円～1,618,999円	給与収入 - 550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(A) × 2.8 - 80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	(A) × 3.2 - 440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	給与収入 - 1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		
※表中(A)の求め方…給与収入金額を4で割り、1,000円未満の端数を切り捨ててください。			
⑦～⑨ 雑(公的年金等)	厚生年金、国民年金、恩給（一部恩給を除きます）などの所得で、その所得金額の計算は下記のとおりです。なお、遺族年金、障害年金、福祉年金等は非課税です。(公的年金収入には含まれません。) ◎源泉徴収票を添付してください。		
昭和34年1月2日以後に生まれた方（65歳未満）			
公的年金等収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	収入 - 600,000円	収入 - 500,000円	収入 - 400,000円
1,300,000～4,099,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	収入 × 0.75 - 175,000円	収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000～7,699,999円	収入 × 0.85 - 685,000円	収入 × 0.85 - 585,000円	収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000～9,999,999円	収入 × 0.95 - 1,455,000円	収入 × 0.95 - 1,355,000円	収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）			
公的年金等収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	収入 - 1,100,000円	収入 - 1,000,000円	収入 - 900,000円
3,300,000～4,099,999円	収入 × 0.75 - 275,000円	収入 × 0.75 - 175,000円	収入 × 0.75 - 75,000円
4,100,000～7,699,999円	収入 × 0.85 - 685,000円	収入 × 0.85 - 585,000円	収入 × 0.85 - 485,000円
7,700,000～9,999,999円	収入 × 0.95 - 1,455,000円	収入 × 0.95 - 1,355,000円	収入 × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	収入 - 1,955,000円	収入 - 1,855,000円	収入 - 1,755,000円
(業務)	原稿料など、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものの所得です。		
(その他)	他のいずれにも該当しない所得です。非営業貸付金の利子、私的年金（個人年金等）などです。		
⑪ 総合課税の譲渡	土地・建物等以外の機械・器具・備品などの資産を譲渡して得た所得です。特別控除額は最高50万円です。		
一時	生命保険金、懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金などの一時的な所得です。特別控除額は最高50万円です。		
分離短期・長期譲渡所得、株式等の譲渡所得等、山林所得、先物取引所得、退職所得、変動所得、臨時所得のある方、及び、給与の特定支出控除を選択する方は、税務課市民税グループへお尋ねください。			
事業専従者(申告書裏面12)	あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が前年中に6ヶ月を超える期間事業に専ら従事している場合は、その事業専従者1人につき、次の(ア)と(イ)のいずれか少ない方の金額を「事業専従者控除」欄に記入してください。 (ア) a. 配偶者である事業専従者 860,000円 b. 配偶者以外の事業専従者 500,000円 (イ) (事業に係る所得の金額) ÷ (事業専従者の数 + 1)		

※事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます)
詳しくは、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

所得金額調整控除
A. 子ども・特別障害者等を有する方等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円超で次の①～④のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除額を給与所得の金額から差し引きます。
①特別障害者 ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者を有する ④特別障害者である扶養親族を有する
所得金額調整控除額 = |給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円| × 0.1

※この控除は扶養控除と異なり、例えば、夫婦の間に1人の子（23歳未満で合計所得金額48万円以下）がいた場合、夫婦双方がこの控除を適用できます。

B. 給与所得と公的年金等雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除
給与所得と公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円超の場合、所得金額の計算の際に所得金額調整控除額を給与所得の金額から差し引きます。
所得金額調整控除額 = |給与所得控除後の給与所得額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等雑所得額(10万円超の場合は10万円)| - 10万円